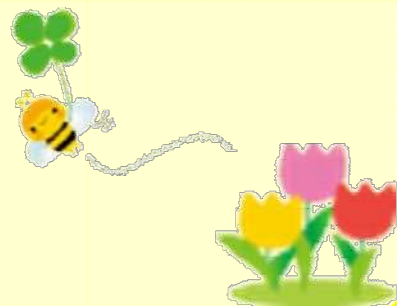


ひきこもりってなんだろう？

厚生労働省のガイドラインでは、ひきこもりを「様々な要因の結果として社会的参加を回避し、原則的には6ヵ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態を指す現象概念（他者と交わらない形での外出をしていてもよい）」と定義しています。ひきこもりの原因は、精神的な疾患や傷つき体験、ストレスによるものなど様々で一つに特定できないこともあります。静岡県ひきこもり支援センターでは、政令市（静岡市、浜松市）を除く県内在住の方のひきこもりに関する相談を受け付けています。本人や家族が困っていれば、ひきこもりの定義にあてはまらなくてもご相談ください。「ひきこもりに困っているけど、どうすればよいかかわからない」、「家族としてどんな支援ができるだろうか」そんな悩みの解決方法を一緒に考えます。

相談は、まずこちらへ
静岡県ひきこもり支援センター
相談専用電話
TEL:054-286-9219

詳しくは静岡県精神保健福祉センターのホームページに掲載されています。下記のQRコードから閲覧することができます。



静岡県ひきこもり支援センターだより

〒422-8031 静岡県静岡市駿河区有明町2-20
静岡総合庁舎 別館4階
静岡県精神保健福祉センター内

相談専用電話 054-286-9219

<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/shogaifukushi/seishinhoken/1004161/1033822.html>

*ひきこもり支援センターだよりのバックナンバーは精神保健福祉センターHP内

ごあいさつ

精神保健福祉センター所長
内田勝久

バイオリンを習う方法として「スズキ・メソード」という教授法があります。この方法でヴァイオリンを始めた人たちからは、幾人もその世界で著名な方達が輩出されているそうです。この教え方の特徴は、最初からバイオリンに触れさせるのではなく、バイオリンを始めたい子どもに対しましてはバイオリンの曲を家庭で、母親といっしょに聴かせます。次に、練習している子たちの様子を見せます。このときもまだ、実際のバイオリンを持たせません。しかしそうこうするうちに、子供のほうから「自分もバイオリンを習いたい」と言ってくるようになり、その時期を見計らって実際に教え始めるという教育のやりかたです。バイオリンを習い始めるに当たり、子どもはどれだけ習いたいと思っているかどうか分かりませんが、自分も習いたいという意欲をまずは持ってもらうことが、その後のバイオリンの稽古を続けるには大切であるということだと思えます。

ひきこもり支援において、まずはひきこもり当事者の親が充実した生活を送れるようになると、当事者の方もひきこもり状態が大きく改善することがこれまでの私たちの支援の経験から知られています。ひきこもり当事者の方達も今の状態から何らかの変化を望んでいるのではないかと思います。そんなとき、周りの家族の様子を見て、「自分の人生も意味あるものにしたいなあ」と思い、さらには「自分の人生を意味あるものにしたい」という意欲がわいてくるのではないかと思います。これは上記のスズキ・メソードの教授法と根底は同じではないかなと思います。そして私たちひきこもり支援センターは、そんな支援ができればいいなと思っています。

ひきこもり支援従事者養成研修

令和4年度は9月9日、宮崎大学の境泉洋教授を講師にお招きして開催しました。午前は「ひきこもり支援の基礎に関する講義」、午後は「グループワークでの事例検討」などの内容で、合計108人の支援者が現地またはオンラインで参加しました。

本研修は、毎年1回開催しています。来年度の開催も決定しておりますので、支援者の皆様は、是非ご参加ください。研修案内は7～8月頃に発信予定です



ひきこもり講演会

令和4年度は10月3日、一般社団法人ひきこもりUX(ユーエックス)会議代表理事の林恭子氏を講師にお招きして、「ひきこもることを理解する～当事者活動から見えてきたこと～」について御講演いただきました。当事者や家族、支援者など合計118人が現地またはオンラインで参加しました。

本講演会は毎年1回開催しています。来年度の開催も決定しています。皆様のご参加をお待ちしております



静岡県の取組(事業報告)

就職氷河期世代ひきこもり支援強化事業

アドバイザーを派遣します

これまで、ひきこもり支援は、県・政令市の「ひきこもり支援センター」が中心となっていて行ってきましたが、住民の皆さんにとって、より身近な市・町において支援内容の充実を図ることが求められています。

静岡県は、県内市町(政令市を除く)のひきこもり相談体制の整備を支援するため、医療関係者や学識経験者、支援団体従事者等をアドバイザーとして派遣する事業を社会福祉法人静岡県社会福祉協議会に委託しています。

詳細は御案内通知をお待ちください



令和4年度は、行政職員・支援者向けの勉強会や事例検討、市民向けの講演会、家族会運営の助言など10市町に計19回の派遣をしました。市町の状況やニーズを聞き取ったうえで、ニーズに応じたアドバイザーを派遣するため、活用した市町からは好評をいただいています。

令和5年度も引き続き実施しますので、各市町での活用を期待しています。(担当:静岡県障害福祉課)